

# 「学校いじめ防止基本方針」

《南アルプス市立櫛形北小学校》

I いじめ問題に対する基本的な考え方

II いじめ対策の組織

III いじめの防止等に関する措置

①未然防止の取り組み

②早期発見の取り組み

③警察との連携

IV いじめへの対処

いじめの重大事態に対する平時からの備え【チェックリスト】

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

V その他の留意事項

VI いじめ防止指導計画の作成 VII

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ対策は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定、国及び南アルプス市のいじめ防止等のための基本的な方針、および平成 30 年 9 月におこなわれた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂、令和 6 年 8 月には文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂、令和 6 年 11 月改訂の「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

年度当初に全教職員で確認するとともに、学校のホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に 通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。  
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。  
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。
- (5) いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や「観衆」としてはやし立てたり、「傍観者」となったりすることも影響する。
- (6) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (7) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (8) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (10) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## Ⅱ いじめ対策の組織

- 1 「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

### 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する等、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者

との連携といった対応を組織的に実施する。

複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。

定例の「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

- 2 「重大事態に対処する組織」については、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を基に、教育委員会に重大事態の発生を報告した上で、教育委員会の指導のもと設置された組織と連携を図り、重大事態に係る調査等を実施するものとする。

### Ⅲ いじめの防止等に関する措置

#### ① 未然防止の取組

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」に取り組むならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。また、家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。

#### ② 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。

また、発達障害、日本語指導が必要な児童、性同一性障害、東日本大震災からの避難者など特に

配慮が必要な児童には日常的に観察と支援を継続する。

## 早期発見のための手立て

- ①日々の観察 ②個人面談（児童対象）③本人からの相談
- ④周りの友達からの相談 ⑤保健室の様子 ⑥学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳
- ⑦個別懇談（保護者対象） ⑧Q・Uの実施と考察 ⑨アンケート調査（学期末）
- ⑩保護者からの相談 ⑪地域の方からの情報

## ③ 警察との連携

（令和5年2月7日付け4文科初第 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を参照）

ア 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

イ いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第 23 条第 6 項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

### ※警察に相談・通報すべきいじめの事例

- 暴行（刑法第 208 条）
  - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
  - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害（刑法第 204 条）
  - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ（刑法第 176 条）
  - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝（刑法第 249 条）
  - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
  - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第 235 条）
  - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等（刑法第 261 条）
  - ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。
- 強要（刑法第 223 条）
  - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫（刑法第 222 条）
  - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）
  - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、

気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第 202 条）

- ・同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
- ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）

- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

ウ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

エ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

オ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

カ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

キ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

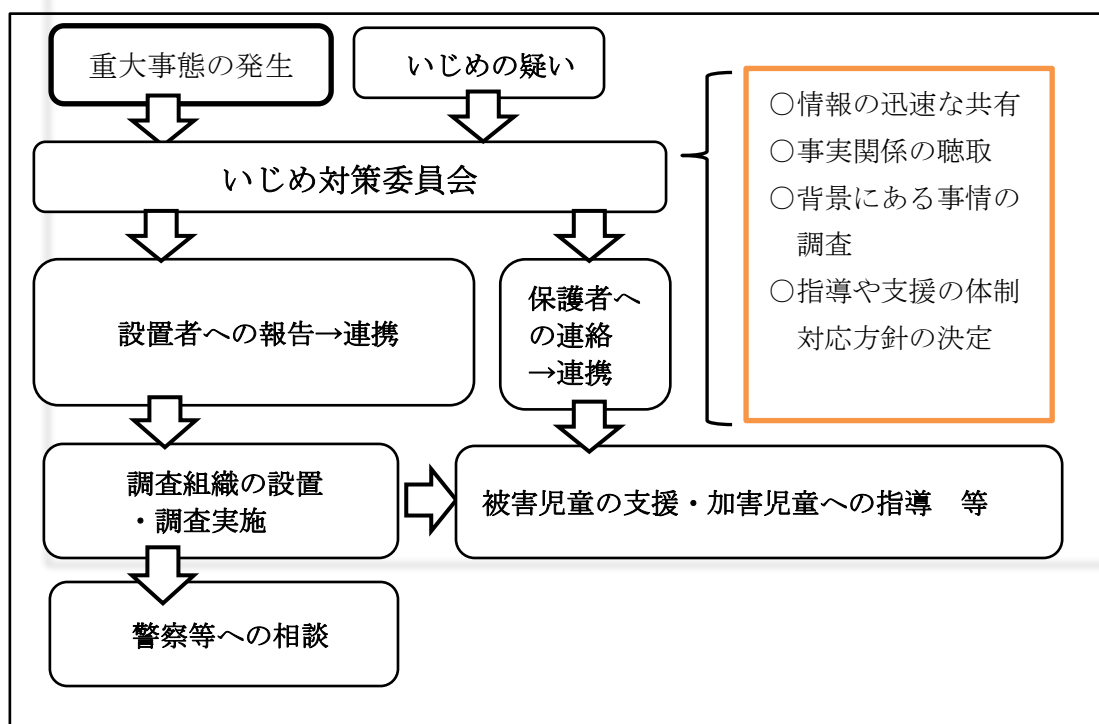
## V いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応



いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

いじめ対応組織への報告義務や組織的な対応、進学や転校・転学に際し、学校間における情報共有の重要性及びいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すなど、安全・安心の確保を行う。

## 3 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応することが重要である。

## 4 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 5 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づく

りに努めることが大切である。

### 3 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

円滑かつ適切な調査の実施およびいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応をする。

重大事態とは 「いじめ防止対策推進法」から

- (1) いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
※文部科学省の規定「相当の期間」を不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき。  
(補足)「疑いがある」と認められた段階で重大事態として扱う。

#### (1) 重大事態発生の報告

市教育委員会に重大事態の発生を報告し、指示を仰ぐ。

#### (2) 調査組織の設置と調査の実施

いじめの防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。

※調査を行う組織については、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

#### (3) 調査結果と事実関係の報告

市教育委員会へ調査結果と事実関係を報告すると共に、市教委及び調査組織と連携を図りながら被害児童及び保護者に事実関係の説明を行う。

#### (4) 被害児童の安全・安心を確保するための対処プランの策定と実施

市教育委員会、調査組織の助言を基に被害児童の安全・安心を確保すると共に、被害児童の支援を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実施する。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

児童がいじめに対して、傍観者とならず、担任をはじめとした教職員への報告など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

#### (6) 家庭との連携

学校で取り組んでいる対策について家庭に報告し、連携をとりながら支援を進めていく。

#### (7) 関係機関との連携

必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、市教委、市の子育て支援課、民生委員など関係機関と連絡・情報交換など連携を図っていく。

## 【チェックリスト】いじめ重大事態に対する平時からの備え

### ●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂）文部科学省」参酌

## 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

- ・重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又は “いじめにより不登校を余儀なくされている” 疑いがある段階を指す。
- ・これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

## 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応する。

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- ・学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- ・学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

## 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を適切に実施するに当たって、以下の視点をもちながら取り組む

- ・調査には真摯な態度で取り組むこと
- ・公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- ・事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること
- ・重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- ・調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

## 第4章 重大事態を把握する端緒

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生

徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うこと。

- ・重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料 1 に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- ・不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

## 第 5 章 重大事態発生時の対応

- ・学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- ・重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- ・学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

## 第 6 章 調査組織の設置

- ・調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- ・特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ・専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
  - ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
  - ②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
  - ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

## 第 7 章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。

- ・事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- ・関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

① 重大事態の別・根拠

- ・1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。
- ・学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。

② 調査の目的

- ・重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
- ・その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。

③ 調査組織の構成に関する意向の確認

- ・調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。
- ・職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。
- ・対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。

④ 調査事項の確認

- ・調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
- ・児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

- ・対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴

き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。

- ・事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
- ・その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

#### ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- ・対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

#### 【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

##### ① 調査の根拠、目的

- ・調査の根拠、目的について説明する。

##### ② 調査組織の構成 ・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる

##### ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- ・実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- ・そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。※経過報告に係る詳細な記載は、第8章第2節(6)を参照

##### ④ 調査事項・調査対象

- ・重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。

- ・ 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ・ 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
  - ・ その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。
- ⑥ 調査結果の提供
- ・ 法第 28 条第 2 項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
  - ・ また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
  - ・ 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
  - ・ なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
  - ・ 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
  - ・ 公表についても、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
  - ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。
- ⑦ 調査終了後の対応 ・ 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。
- ・ 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
  - ・ 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
  - ・ 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明する。
- (2) 対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項
- 重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際

## 第8章 重大事態調査の進め方

- ・アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法を説明してから行うことが必要
- ・第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

### <事前に確認・検討すべき事項>

- ・調査の目的・趣旨
- ・調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・調査方法やスケジュール
- ・調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- ・調査結果の公表の有無、在り方

### <調査全体の流れ>

- ①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）
  - ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
  - ・学校いじめ防止基本方針
  - ・年間の指導計画
  - ・学校に設置される各委員会の議事録
  - ・過去のアンケート、面談記録↓
- ②対象児童生徒・保護者からの聴き取り  
↓
- ③聴き取りやアンケート調査等の実施
  - ・教職員からの聴き取り
  - ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
  - ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。）↓
- ④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）  
↓
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討  
↓
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。

【共通事項】

	標準的な項目	記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	<input type="checkbox"/> 重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） <input type="checkbox"/> 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成	
	(1) 調査の目的	<input type="checkbox"/> 調査の趣旨・目的を記載する。
	(2) 調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	<input type="checkbox"/> 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 <input type="checkbox"/> 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	<input type="checkbox"/> 重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	(2) 当該事案の概要	<input type="checkbox"/> 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
	(1) 調査方法	<input type="checkbox"/> どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
	(2) 調査内容	<input type="checkbox"/> 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 <input type="checkbox"/> 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	
	(1) 対象児童生徒の訴え	<input type="checkbox"/> 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 ・対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	(2) 関係児童生徒からの聴取内容	<input type="checkbox"/> 関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
	(3) 当該事案の事実経過	<input type="checkbox"/> 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 <input type="checkbox"/> 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	
		<input type="checkbox"/> 事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。

7	学校及び学校の設置者の対応	
	(1) 学校の対応について	<input type="checkbox"/> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(2) 学校の設置者の対応について	<input type="checkbox"/> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察	<input type="checkbox"/> 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言	
	(1) 当該事案への対処について	<input type="checkbox"/> 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 <input type="checkbox"/> 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
	(2) 学校及び学校の設置者に対する提言	<input type="checkbox"/> 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料	

**【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】**

- ・ 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
- ・ ① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
- ・ ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
- ・ を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

**【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】**

- ・ 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

**第9章 調査結果の説明・公表**

- ・ 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・ 調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。
- ・ 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

## 第10章 重大事態調査における個人情報保護

- ・改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第2項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

## 第11章 調査結果を踏まえた対応

- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

## 第12章 地方公共団体の長等による再調査

- ・学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。
  - ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
  - ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
  - ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

# VI その他の留意事項

## 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策の組織」で情報を共有し、早期に組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。そのために、職員会議などで児童の様子について情報交換を行う機会を設定する。

## 2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

## 3 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保に努める。

## 4 学校評価

体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

## 5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 6 相談支援体制の充実

校内では複数の教師がケースに応じて相談に乗れる体制を作っておく。

7 インターネットや携帯電話の使い方

大人が知らないところで重大事件となることがある。使い方については児童・保護者に講演会や学習会などを開催して理解を促していくようにする。

8 いじめられた児童が自殺した場合の対応

亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、事案の当事者への指導や再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

## VII いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	児童情報交換会議	いじめ対策委員会①			教員研修	いじめ対策委員会②
防止対策	学級開き	事案発生時に緊急対応会議の開催				
		保護者会等で啓発	ネット防犯教室			教育相談機関
	SCとの連携					
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめアンケート	個別懇談		教育相談機関
			学校評価			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会③		いじめ対策委員会④	
防止対策	人権教室	事案発生時に緊急対応会議の開催				
			教育相談機関		学年懇談	
	SCとの連携					
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察				教育相談機関	
		いじめアンケート	教育相談機関		いじめアンケート	
			学校評価			

※毎月の職員会議で、児童の様子について情報交換を行う。